九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

前漢における丞相司直の設置について ： 丞相制の展開と関連して

福永，善隆
九州大学大学院人文科学府

https://doi.org/10.15017/25829

出版情報：九州大学東洋史論集. 34, pp.27-49, 2006-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

前漢における丞相司直の設置について

――丞相制の展開と関連して――

福永善隆

はじめに

従来、前漢の監察制度についての研究においては御史制度に関する研究が主体となっていた。しかし、周知のように、当時、監察を担っていた官には御史制度とは系統を異にする丞相司直が存在する。ただし、従来の研究では丞相司直の設置の意義についてはほとんど議論されてこなかった。

それに対して、近年王勇華氏は丞相司直と御史中丞等の御史系統官との両者の相互関係を研究し、前漢における監察制度の全体像を描き出そうとされている(1)。しかし、王氏は丞相司直に率いられた丞相史の担当する監察と、御史制度の中核となる御史中丞に率いられた侍御史の担当する監察を同質のものと考えている(2)。よって、官僚機構全体における両者の監察がはたす役割の相違は必ずしも明らかになったわけではなかった。

また、王氏は丞相司直の設置について、丞相の権力の衰退、皇帝権力の強化に伴い、丞相が御史中丞に監察権を奪われていく過程での過渡的な状況を示していると指摘している(3)。すなわち、王氏は丞相府内の組織の変化という内部

要因よりも皇帝権力の強化という外部要因の影響を重視しているのである。王氏がこのように想定したのは丞相司直と御史中丞等の御史系統官の担当する監察が同質のものであったとする理解に由来していると思われる。

しかし、筆者は別稿「前漢における中央監察の実態―武帝期における整備を中心として―」(4)において、前漢における監察制度の全体像を把握するために弾劾の具体的事例を分析し、両者の監察対象の相違及びその由来を考察した。その中で、以下の諸点、すなわち、①丞相司直に率いられた丞相史は贈収賄・職務怠慢などの丞相府による行政の正常な運営を阻害する事件を担当していたこと、②御史中丞に率いられた侍御史は「大逆」、「不敬」、「不道」としてあらわされる礼制に違背する言動の監察を掌っていたが、それは侍御史が旧来、朝儀・祭礼を監察し、儀礼に反する言動の取り締まりに関わっていたことと関連すること、③丞相長史は丞相府の属官でありながら、侍御史と類似した事件の弾劾に関係していたこと、を明らかとした。以上で述べた、丞相司直に率いられた丞相史、御史中丞に率いられた侍御史、丞相長史の監察の相違をまとめたのが、下の図である。なお、図中の括弧内は秩石を表す。

丞相（萬石）―― 丞相司直（比二千石(5)）―― 丞相史（六百石）（行政に関する監察）
　　丞相長史（千石）（礼制秩序維持）
御史中丞（千石）―― 侍御史（六百石）（礼制秩序維持）

このように両者の担当する監察の性格は各官の職掌、発展過程に密接に関連し、相互に大きく異なっていた。丞相司直の職掌が丞相の職掌と密接に関わるものである以上、その設置の意義は、王氏のように皇帝権力の強化に伴う過渡的な情況と捉えるよりもむしろ、丞相府内の組織の変化という点に求めるべきであろう。

以上のような問題意識に立ち、本稿では、まず、丞相司直の所属する丞相府の組織の変遷を明らかにするために、前漢における丞相を中心として編成された官僚行政機構に基づく政治体制（本稿では、丞相制とする）の展開、特に丞相

の官僚機構においてはたす役割の変化について考察する。そのうえで、丞相司直が設置された武帝期の状況を踏まえ、丞相司直の設置の意義を考察することとする。

一　前漢草創期の政治状況

丞相制の展開においては当時の政治状況が重要な役割を果たしたと考えられる。そこで、まず、当時の政治状況とそれに対する丞相の対応について確認しておく。

前漢草創期には、『史記』巻五三　蕭相国世家に、高祖が東征を開始し、漢楚の抗争が本格化したときの関中の状況について、

漢二（前二〇五）年、漢王與諸侯擊楚、（蕭）何守關中、侍太子、治櫟陽。為法令約束、立宗廟社稷宮室縣邑、輒奏上、可、許以從事。即不及奏上、輒以便宜施行、上來以聞。

とあるように、楚との抗争、異姓諸侯王の相次ぐ反乱などに対して、劉邦は常に親征していたため、自ら決裁を行うことは少なかった。そのため、劉邦の代わりに実際に政務を執っていたのが丞相蕭何である。蕭何は奏上するまでもないことは適宜施行し、劉邦が戻ってきたときに奏上していた。そのような蕭何の働きに対する同僚の評価としては、同書同世家に、蕭何が民のために上林苑の空き地を農地として解放するように奏請したが、そのことにより、劉邦に商人から賄賂を受けたと疑われ、獄に下されたときのこととして、

王衞尉曰、夫職事苟有便於民而請之、真宰相事。陛下柰何乃疑相國受賈人錢乎。

とある。ここでは、「苟も民に便有りて之を請うは、真の宰相の事なり」とされ、民に利益のあることがあれば、これを奏請するのは丞相の職務であると見なされている。ここから、前漢草創期の行政における丞相のはたす役割の重要性が窺われる。

しかし、周知のように、蕭何が死に、曹参が丞相となると、蕭何とは対照的に曹参は政治を積極的に見ようとしなかった。従来の研究では、当時、黄老思想が政治思想として大きな影響力を持ち、その考えを支持していた曹参が黄老思想の理想とする、無為の清静政治を実行しようとしていたためにこのような事態が発生したとされている(6)。しかし、『史記』巻三〇 平準書に、武帝が即位するまでの国内の状況を概括したものとして、

至今上即位數歲、漢興七十餘年之間、國家無事。非遇水旱之災、民則人給家足、都鄙廩庾皆滿、而府庫餘貨財。

とあり、丞相が積極的に行政に関わらなくなったにもかかわらず、当該期の行政は必ずしも滞っていたわけではないことがわかる。広大な漢帝国の政務を滞りなく運営するためには、相当の行政処理能力が要求されたはずである。それでも、なお丞相のこのような状態が許されたというのは、この時期に、官僚機構における丞相のはたすべき役割に変化が生じたためだとは考えられないであろうか。同書巻五四 曹相国世家に、恵帝が曹参の政務に対する態度を責めたときのこととして、

(曹)参曰、陛下言之是也。且高帝與蕭何定天下、法令既明。今陛下垂拱、參等守職、遵而勿失、不亦可乎。恵帝曰、善、君休矣。

とあり、蕭何によりすでに行政執行の大綱は整っているため、丞相はそれに従い、過失がなければよいと曹参は答えている。ここには、先の蕭相国世家で王衞尉が評価した丞相のあり方とは異なる丞相のあり方が表されている。これにより、丞相の官僚機構においてはたすべき役割には変化が生じたと考えられる。

では、当該期の丞相の官僚機構上における役割は、具体的にはどのように変化したのであろうか。このことを考えるためには、まず、丞相にどのような人材が求められていたのかということについて、考察する必要があるであろう。

二 丞相に求められる資質・条件の変質

漢の初代相国である蕭何の能力について、『史記』巻五三 蕭相国世家に、蕭何が秦朝の地方官吏として行政に関わっていたときのこととして、

秦御史監郡者與從事、常辨之。（蕭）何乃給泗水卒史事、第一。秦御史欲入言徵何、何固請、得毋行。

とあるように、蕭何は秦の御史が中央政府に推薦しようとするほど、優秀な行政官であった。それは同書同世家に、漢楚の抗争における蕭何の働きを評価したものとして、

夫上與楚相距五歲、常失軍亡衆、逃身遁者數矣。然蕭何常從關中遣軍補其處、非上所詔令召、而數萬衆會上之乏絶者數矣。夫漢與楚相守滎陽數年、軍無見糧、蕭何轉漕關中、給食不乏。陛下雖數亡山東、蕭何常全關中以待陛下。此萬世之功也。

とあるように、軍糧を欠乏させないように手配し、運送したという点にも表れている。このことから、蕭何がその行政手腕を買われて丞相に任命されたことは明らかである。

しかし、それ以降、行政手腕は丞相に就任するための必須の条件ではなくなるようである。同書巻五六 陳丞相世家に、恵帝五（前一九〇）年に右丞相となる王陵の人となりについて、

王陵者、故沛人、始為縣豪。高祖微時、兄事陵。陵少文、任氣、好直言。

とあるように、王陵は「文少なく、任氣にして、直言を好む」人物であり、いわゆる任侠の徒である。それ故、蕭何のような行政手腕があったとは思われない。また、同様に文帝元（前一七九）年に右丞相になった周勃について、同書巻五七 絳侯周勃世家に、

（周）勃為人木彊敦厚、高帝以為可屬大事。勃不好文學、每召諸生說士、東鄉坐而責之、趣為我語。其椎少文如此。

とあるように、周勃も王陵と同様であったことがわかる。周勃に至っては同書巻五六 陳丞相世家に、文帝に国政のことについて尋ねられたときのこととして、

居頃之、孝文皇帝既益明習國家事、朝而問右丞相（周）勃曰、天下一歲決獄幾何。勃謝曰、不知。問天下一歲錢穀

出入幾何。勃又謝不知。汗出沾背、愧不能對。……上曰、苟各有主者、而君所主者何事也。（陳）平謝曰、主臣。……宰相者、上佐天子理陰陽、順四時、下育萬物之宜、外填撫四夷諸侯、内親附百姓、使卿大夫各得任其職焉。孝文帝乃稱善。右丞相大慙、出而讓陳平曰、君獨不素教我對。平笑曰、君居其位、不知其任邪。且陛下即問長安中盗賊數、君欲彊對邪。於是絳侯自知其能不如平遠矣。

とあるように、丞相の職掌についてもわからない状態であった。では、行政手腕にかわる、当該期の丞相に求められる資質とは何であったのであろうか。

『史記』巻五四　曹相国世家に、惠帝二（前一九三）年、漢の相国蕭何が死に、その知らせを当時、斉の相国であった曹参が聞いたときのこととして、

（曹）参聞之、告舍人趣治行、吾將入相。居無何、使者果召參。

とあるように、相国蕭何が死んだとき、曹参を召す使者が中央朝廷から到着する前に、彼はすでに自分が次の丞相に任命されると確信していた。このように、曹参が丞相就任を確信した理由については、同書巻五三　蕭相国世家に、朝廷の位次を定めたときのこととして、

列侯畢已受封。及奏位次、皆曰、平陽侯曹參身被七十創、攻城略地、功最多。宜第一。上已橈功臣、多封蕭何、至位次未有以復難之。然心欲何第一。關内侯鄂君進曰、……柰何欲以一旦之功而加萬世之功哉。蕭何第一、曹參次之。高祖曰、善。

とあることから、李開元氏は当時の人事は年功序列に基づくものであり、漢王朝創設時に蕭何に次ぐ功績を挙げた曹参がその職務を引き継ぎ、丞相となったことはその当然の結論であると述べられている(7)。このように、李氏は当時の官職任命を権力配分の結果として捉え、漢王朝の成立に功績のあった「軍功受益階層」内部の秩序に深く影響されていたとしている。李氏は漢王朝創立時の国家構造から丞相就任の原則を導き出しているが、官僚機構の運営における丞相の役割を考察するという視点を欠いている。そのような視点を補うものとして、近年郭茵氏により前漢初期の三公九卿

の人事は適材適所を原則として行われたものであり、軍功はそれほど重視されたわけではないという見解(8)が提出されている。しかし、同書巻五六 陳丞相世家に、呂氏の乱の後、文帝が即位したときのこととして、

孝文帝立、以為太尉（周）勃親以兵誅呂氏、功多。陳平欲讓勃尊位、乃謝病。孝文帝初立、怪平病、問之。平曰、高祖時、勃功不如臣平。及誅諸呂、臣功亦不如勃。願以右丞相讓勃。於是孝文帝乃以絳侯勃為右丞相、位次第一。平徙為左丞相、位次第二。賜平金千斤、益封三千戸。

とあるように、功績の多少により、官職・位次が決定され、功績の高いほうが高い官職・位次についている。また、文帝の後元二（前一六二）年に丞相となった申屠嘉について、同書巻九六 張丞相列伝の太史公の賛に、漢における丞相就任者を評した言として、

太史公曰、……申屠嘉可謂剛毅守節矣。然無術學、殆與蕭（何）・曹（參）・陳平異矣。

とあるように、申屠嘉には術学がなく、したがって、行政処理能力もそれほど高いとは思われない。それにもかかわらず、申屠嘉は丞相になった。このことについては、同書同世家に、彼の丞相就任の経緯について、

申屠丞相嘉者、梁人。……而高帝時大臣又皆多死、餘見無可者。乃以御史大夫嘉為丞相、因故邑封為故安侯。

とあり、高祖の時の大臣は皆死に、他に見るべきものがいなかったため、彼は丞相になれたことがわかる。申屠嘉は漢王朝建国当初からの功臣の最後の生き残りであった。これらの諸事例から前漢初期の丞相就任者には軍功が高いものが多いことがわかる。この点に関しては、郭茵氏も前漢前半期の丞相就任者に、李氏が「軍功受益階層」と呼ぶ漢帝国樹立に功績のあった功臣列侯が多いことは認めている(9)。この三公九卿の人事の原則という点における両氏の見解の矛盾を統合的に理解するためには、丞相の就任に必要とされた条件が軍功そのものではなく、軍功が当時の丞相の官僚機構上における役割に必要とされる条件と密接に関わっていたからだと考えるしかないであろう。

先述した諸例のように行政処理能力よりも功績の多少が重視されるのは、功績の多少が群臣にとっても最もわかりやすい評価の指標であったためだと思われる。また、功績の多少は当時の群臣の人物評価に深く関わっていたと考えられ

る。先述した曹参の例では、曹参は確かに群臣の中では功績第一とみなされるほど軍功が高いが、同時に群臣の中でそれに裏付けられた名声が高かったことも窺われる。当時、丞相の位につくには、群臣の支持がなければならなかったようである。それは、たとえどれほど能力があっても同様であった。そのことは、『史記』巻九六 張丞相列伝に、文帝が皇后の弟の竇広國を丞相に抜擢しようとしたときのこととして、

張蒼免相、孝文帝欲用皇后弟竇廣國為丞相、曰、恐天下以吾私廣國。廣國賢有行、故欲相之、念久之不可、……乃以御史大夫（申屠）嘉為丞相、因故邑封為故安侯。

とある。この記事によれば、文帝は皇后の弟竇廣國を丞相としようとしたが、私情によって彼を丞相につけたと天下の人々が考えることをおそれた。文帝はそのため、竇廣國を丞相にすることができず、結局申屠嘉を丞相にしたのである。このことからわかるように、当時の丞相は群臣の支持を受けないと、皇帝と雖も丞相の位につけることはできなかったのである。また、同書巻一〇七 魏其武安侯列伝に、武帝が即位した建元元（前一四〇）年に、衛綰の後任の丞相を選任しようとしたときのこととして、

籍福說武安侯曰、魏其貴久矣、天下士素歸之。今將軍初興、未如魏其、即上以將軍為丞相、必讓魏其。魏其為丞相、將軍必為太尉。太尉・丞相尊等耳、又有讓賢名。武安侯乃微言太后風上。於是乃以魏其侯為丞相、武安侯為太尉。

とあり、籍福が武安侯（田蚡）にいまはまだ魏其侯（竇嬰）のほうが「天下の士素より之に歸」しているから丞相の地位を彼に譲るように助言している。さらには、同書同伝に、衛綰がまだ丞相に在任しているときのこととして、

武安侯新欲用事為相、卑下賓客、進名士家居者貴之、欲以傾魏其諸將相。

とあり、田蚡が丞相となるために、「賓客に卑下し、名士の家居する者を進め之を貴」んでいる。このことは田蚡が名声と群臣の支持を得ようとして行ったことと考えられる。

以上のように、前漢初期において、丞相に就任するために求められる条件は、功績に裏付けられた群臣の支持であった。このような条件が求められたのは丞相の官制上の役割と関係があると思われる。

周知のように、丞相は「百官の長」と言われ、朝議を主催し、殿最功課を掌っていた。それは前掲の『史記』巻五七絳侯周勃世家の「主臣」という陳平の言葉に端的に表されている。すなわち、丞相の職掌は、群臣を管理・統御することであった。群臣を管理するには、誰もが認める人望の高い人物が有利であることは間違いない。そのために、群臣の支持を受ける人物が丞相として求められたと考えられる。

しかし、『史記』巻一〇七 魏其武安侯列伝に、竇嬰が列侯に封じられる経緯について、

竇嬰守滎陽、監齊趙兵。七國兵已盡破、封嬰為魏其侯。

とあり、彼は呉楚七国の乱の際の軍功によって列侯に封じられたことがわかるが、田蚡が列侯に封じられる経緯については、同書同伝に、

孝景崩、即日太子立、稱制、所鎮撫多有田蚡賓客計筴、蚡弟田勝、皆以（王）太后弟、孝景後三（前一四〇）年封蚡為武安侯、勝為周陽侯。

とあり、景帝の皇后である王太后の弟であるために弟田勝とともに列侯に封じられたものであり、特に軍功はなかったことがわかる。この点に関しては、田蚡の時代になると名声及び群臣の支持を得るための指標が変化し、すでに軍功の多さのみからだけでは評価されなくなったためであると考えられる。それは、田蚡が群臣の支持を得るための方法として、「賓客に卑下し、名士の家居する者を進め之を貴」ぶという方法を取っていることからも窺われるであろう。よって、この時期は、丞相に就任するための条件が軍功に裏付けられる名声からそれとは異質なものへと変化する過渡期であったといえるであろう。

さらに、武帝の治世の晩期になると、征和四（前八九）年に丞相になった車千秋について、『漢書』巻六六 車千秋伝に、彼が丞相となったときの経緯を伝えて、

立拜（車）千秋為大鴻臚。數月、遂代劉屈氂為丞相、封富民侯。千秋無他材能術學、又無伐閱功勞。特以一言寤意、旬月取宰相封侯、世未嘗有也。

とあり、特に功労がなくても、たった「一言」が武帝の意に沿ったため、丞相となったとある。この点から丞相就任時において軍功などの功績に裏付けられた名声、あるいはそれに基づいた人望は特に必要とされていないことがわかる。では、このような変化は何故生じたのであろうか。

『漢書』巻八六　王嘉伝に、哀帝のとき丞相となった王嘉が董賢の食邑を増す議に反対したことにより哀帝の怒りを買い、詔獄に繋がれたときのこととして、

獄吏曰、苟如此、則君何以為罪猶當。有以負國、不空入獄矣。吏稍侵辱（王）嘉、嘉喟然卬天嘆曰、幸得充備宰相、不能進賢退不肖。以是負國、死有餘責。吏問賢不肖主名、嘉曰、賢、故丞相孔光・故大司空何武、不能進。惡、高安侯董賢父子、佞邪亂朝、而不能退。罪當死、死無所恨。

とあり、獄吏に対する答弁で「幸いに宰相に充備するを得るも、賢を進め不肖を退くること能わず。是を以て国に負き、死するも餘責有らん。」と述べている。この答弁から丞相の職務としては「賢を進め不肖を退く」という適切な人事を行うことが重視されたことがわかる。このことは同書巻七四　丙吉伝に、宣帝期に丞相となった丙吉が外出したときに事件に遭遇したときのこととして、

（丙）吉又嘗出、逢清道羣鬬者、死傷横道、吉過之不問、掾史獨怪之。吉前行、逢人逐牛、牛喘吐舌。吉止駐、使騎吏問、逐牛行幾里矣。掾史獨謂丞相前後失問、或以譏吉、吉曰、民鬬相殺傷、長安令・京兆尹職所當禁備逐捕、歲竟丞相課其殿最、奏行賞罰而已。宰相不親小事、非所當於道路問也。

とあり、丙吉の「歲竟らば丞相は其の殿最を課し、賞罰を奏行するのみ」という丞相の職務について述べた言葉からも丞相の職務における「殿最」（官吏の成績功課）の重要性が窺われる。さらに、同書巻八　宣帝紀に、当時獄死するものが多かったことを伝えて、

又曰、令甲、死者不可生、刑者不可息。此先帝之所重、而吏未稱。今繫者或以掠辜若飢寒瘐死獄中、何用心逆人道也。朕甚痛之。其令郡國歲上繫囚以掠笞若瘐死者所坐名・縣・爵・里、丞相御史課殿最以聞。

とある。この記事からこの時点より以降、官吏に獄死させた数を上奏させ、それが「殿最」の参考とされるようになったことがわかる。このことは丞相がより厳密に「殿最」を行うようになったことを示している。

また、周知のように、上計に基づいた審査と考課は丞相と御史大夫が担当していた。紙屋正和氏は郡国は前漢初期から中央朝廷に上計簿を上呈していたものの、武帝初年以前にはその審査結果が郡国の二千石の黜陟に直結することはほとんどなく、武帝中期以降になって黜陟の資料とされるようになったと指摘されている(19)。そして、宣帝期以降のこととして、丞相と御史大夫が上計簿の審査をもとに上計吏を接見し、政令の得失を問うていたということも指摘されている(11)。

以上のことをあわせ考えると、武帝期中期以降になると、官吏の賞罰を行い、行政機構がより円滑に機能するように適材適所に人材を配置するという人事方面における丞相の職務の重要性が以前よりも増していると考えられるであろう。

このことから、丞相が官僚機構においてはたす役割として、武帝期中期以前は群臣の管理・統御に重点が置かれていたのに対して、それ以降は行政機構がより円滑に機能するように適材適所に人材を配置するという人事方面における職務がより重視されるようになったといえるであろう。前掲の『史記』巻五六 陳丞相世家及び『漢書』巻七四 丙吉伝の丞相の職掌に関する記載の相違には、そのような変化が端的に表れている。すなわち、陳丞相世家の「卿大夫をして各其の職に任うるを得しむ」という記載及び丙吉伝の「歳竟らば丞相は其の殿最を課し、賞罰を奏行するのみ」という記載はともに丞相の官僚機構においてはたすべき職掌の行政的側面を記していると考えられるが、その官僚機構に対する関わり方には相違があることが窺われる。前者においては卿大夫にそれぞれその職務を全うさせるというように、あくまでも現在それぞれが任されている職責をいかに果たさせるかという管理・統御に重点が置かれている。一方、後者においては官吏の殿最を課し、賞罰を奏上するということが強調されているが、その結果として、官吏の黜陟が当然行われるはずである。よって、前者のような現在の職務の管理・統御と比べて、後者の記載においては、人材を適材適所に

配置し、官僚機構をより積極的に改善していくという点が強調されていることが窺われる。このような丞相の職掌の変化に伴い、群臣の管理・統御を容易にする軍功に裏付けられた名声あるいはそれに基づく人望はそれほど必要とされなくなり、むしろ、適切な人事を行う能力がより重視されるようになったと考えられるであろう。

また、冨田健之氏は建元六（前一三五）年に丞相に就任した田蚡と元朔五（前一二四）年に丞相となった公孫弘との両者の政治姿勢に相違を見出され、田蚡は私人として武帝に仕えているのに対して、公孫弘は「公人」として仕えていると指摘されている(12)。冨田氏が指摘するような皇帝との関係における丞相のスタンスの相違と上述したような丞相に就任するための条件の変化は密接に結びついていると考えられるであろう。

では、何故武帝期以降、丞相の職務において人事方面の職務が重視されるようになったのであろうか。次節では、この点について考察する。

三　丞相司直の設置の意義

武帝期以降、丞相の職務において人事方面の職務が重視されるようになった理由を考える上では、武帝期における統治組織の変化を考えなければならないであろう。

『漢書』巻二八下　地理志下に、秦から漢の平帝に至るまでの郡国設置の状況を伝えて、

本秦京師為内史、分天下作三十六郡。漢興、以其郡太大、稍復開置、又立諸侯王國。武帝開廣三邊。故自高祖増二十六、文・景各六、武帝二十八、昭帝一、訖於孝平、凡郡國一百三、縣邑千三百一十四、道三十二、侯國二百四十一。

とあるように、文帝から武帝にかけての三代で合計四十の郡国が設置され、それ以降はほとんど変化がなかったことがわかる(13)。周知のように、この時期は諸侯王国の領域が削減され、前漢初期の郡国制から実質的郡県制へと統治機構

が劇的に変化した時代である。呉楚七国の乱以降、諸侯王国の領域は縮小し、そこには郡が置かれた。そして、景帝期以降、諸侯王国の領域が縮小し、郡という漢の直轄地が拡大するとともに、中央が任命すべき官吏の数は増加し、人事制度の改革・整備が必要とされるようになったことは杉村伸二氏によりすでに指摘されている(14)。

武帝期以前の人事制度については多くの先学諸氏の論考があるが、それらはいずれも前漢初期にはいまだ全国に及ぶような一元的な人事制度が十分には整備されていなかったことを示唆している。まず、紙屋正和氏は県の長吏の就任者と郡国・中央の二千石、公卿の就任者とに断絶があったことを指摘された(15)。すなわち、県の長吏のほとんどは郡県の小吏から功次によって昇進してきたものである一方、郡国・中央の二千石、公卿の就任者は郎官に選任されて以降、県の長吏には就官せず、すべて中央官だけを転遷していると指摘している。このことは末端の地方官の人事と中央官の人事との間には断絶があったことを示しており、両者が一体となった人事制度は未だ成立していなかったと考えられる(16)。

次に、諸侯王国の人事についてであるが、周知のように、前漢の初期、諸侯王国では王国内のほぼすべての官を諸侯王自身が選任できた。しかし、紙屋氏が指摘しているように、呉楚七国の乱の後、景帝による中元六（前一四四）年の改革を経て、官秩六百石以上の官及び二百石～四百石の小県の県長・県丞・県尉は中央任命とされた(17)。よって、前漢初期においては諸侯王国をも含む一元的な人事制度は存在せず、景帝期に入ってようやく一元的な人事制度を形成する端緒が生まれたのである。

一方、杉村氏は全国を包括する人事制度がなかったことを証明するものとして前漢初期における游士、游説の士の存在を指摘している(18)。『漢書』巻五一　鄒陽伝には、前漢初期の諸侯王が賢人を招聘していたことを記して、

鄒陽、齊人也。漢興、諸侯王皆自治民聘賢。吳王濞招致四方游士、陽與吳嚴忌・枚乘等俱仕吳、皆以文辯著名。

とあり、当時の諸侯王が自身で四方の游士を招聘していたことがわかる。また、『史記』巻一一七　司馬相如列伝に、

以貲為郎、事孝景帝、為武騎常侍、非其好也。會景帝不好辭賦。是時梁孝王來朝、從游說之士齊人鄒陽・淮陰枚乘

・吳莊忌夫子之徒。（司馬）相如見而說之、因病免、客游梁。梁孝王令與諸生同舍、相如得與諸生游士居數歲、乃著子虛之賦。

とあり、梁の孝王のもとに游士、游説の士が多くいたことがわかる。そもそも、このような游士が存在するということは仕官するために自身が活動しなければならず、かつよりよい待遇を用意する諸侯王に仕官するということを示していると考えられる。よって、前漢初期には全国を包括するような一元的な人事制度は未だ十分には形成されていなかったと考えられる。

このような全国的な人事制度が整備されていく中で重要な役割を果たしたのが丞相府だと考えられる。そのため、「殿最」を始めとする丞相の人事方面の役割がより重視され、それに伴い、前節で述べたように、丞相就任者には「賢を進め不肖を退く」という適切な人事を行うことが求められたのであろう。

武帝期に新たに創設された人事に関わる制度としては博士循行が挙げられる(19)。『漢書』巻二七中之下　五行志に、武帝元狩六（前一一七）年、博士循行が始めて行われたときのこととして、

乃関海内勤勞、是歲遣博士褚大等六人持節巡行天下、存賜鰥寡、假與乏困、舉遺逸獨行君子詣行在所。郡國有以為便宜者、上丞相・御史以聞。天下咸喜。

とあり、「遺逸獨行の君子」、郡国の「以て便宜と為す者」がいれば、丞相・御史大夫に上すように命じている。よって、博士循行制度の主要な目的の一つに地方の人材発掘があったことがわかる。周知のように、この制度は常制ではなく、しかも、博士も皇帝の諮問のために備えられた側近官であり、地方に根ざしたものではなかった。丞相府に所属する官ではない博士が人材発掘を行っている点には、当時の人事制度、特に人材登用制度の未熟さがその背景に存在するのかもしれない。しかし、一方で、皇帝の使者として派遣された博士が地方で発掘した人材をわざわざ丞相に上している点から当時の人事における丞相の役割の重要性を窺うことができる。

さらに、元狩五（前一一八）年には丞相司直が設置された。別稿で述べたように、丞相司直は行政上の問題に関して、

百官を監察し、過失があれば、弾劾していた[20]。また、元封三（前一〇八）年には、地方監察官である刺史が設置された。丞相司直はその官名からもわかるように丞相府に所属する官であるが、刺史はどうであろうか。

『漢旧儀』に、丞相府の組織について、

丞相初置吏員十五人、皆六百石、分為東西曹。東曹九人、出督州為刺史。

とある。この記載の「刺史」は元封三年に刺史が設置される以前に、地方監察を掌っていた丞相史を指している[21]が、丞相史のことを「刺史」と称していることからそれと刺史との関係性が窺われる。さらには、同書に、

武帝時、御史中丞督司隷、司隷督司直、司直督刺史・二千石以下至墨綬[22]。

とある。この『漢旧儀』の記載から、丞相司直が刺史を統轄していたことがわかる[23]。刺史の所属については諸説ある[24]が、刺史が丞相司直に所属するかどうかはともかくとして、以上の史料より、丞相司直と一定の関係性があることは認めてもよいと思われる[25]。よって、両官は一体となって職務を遂行していたと考えても大過ないであろう。

周知のように、刺史は地方監察官であるとともに、地方の人事において重要な役割を果たしていた。『漢書』巻七五京房伝に、元帝の時のこととして、

數召見問、（京）房對曰、古帝王以功舉賢、則萬化成、瑞應著、末世以毀譽取人、故功業廢而致災異。宜令百官各試其功、災異可息。詔使房作其事、房奏考功課吏法。……時部刺史奏事京師、上召見諸刺史、令房曉以課事、刺史復以為不可行。

とあり、元帝が刺史を召して京房の新しい考課法の可否を尋ねている。ここから、当時の地方の人事における刺史の重要性が窺われる。また、刺史は地方の優秀な人材を茂材などとして察挙する役割をも果たしていた[26]が、それについては、同書巻六 武帝紀に、武帝が刺史を設置する際、その狙いを述べた詔として、

初置刺史部十三州。名臣文武欲盡、詔曰、蓋有非常之功、必待非常之人。故馬或奔踶而致千里、士或有負俗之累而立功名。夫泛駕之馬、跅弛之士、亦在御之而已。其令州郡察吏民有茂材異等可為將相及使絶國者。

とあるように、その設置当初から刺史には地方の優秀な人材を察挙する職務が課されていた。このことはすでに労榦氏が指摘されている[27]が、氏は監察と察挙という両職務の関係については述べられていない。

一方、刺史の監察対象については、周知のように、「六条問事」によって詳細に定められている。よって、「六条問事」に基づいて、刺史の監察の性格について考えてみる。「六条問事」については、『漢書』巻一九上 百官公卿表の顔師古注に、

漢官典職儀云、刺史班宣、周行郡國、省察治狀、黜陟能否、斷治冤獄、以六條問事、非條所問、即不省。一條、強宗豪右田宅踰制、以強凌弱、以衆暴寡。二條、二千石不奉詔書遵承典制、倍公向私、旁詔守利、侵漁百姓、聚斂爲姦。三條、二千石不卹疑獄、風厲殺人、怒則任刑、喜則淫賞、煩擾刻暴、剝截黎元、爲百姓所疾、山崩石裂、祅祥訛言。四條、二千石選署不平、苟阿所愛、蔽賢寵頑。五條、二千石子弟恃怙榮勢、請託所監。六條、二千石違公下比、阿附豪強、通行貨賂、割損正令也。

とある。先に発表した別稿において、筆者は丞相司直の監察対象を両者の境界は不分明なこともあるが、大まかに、行政上の違法行為を、職務遂行において明確に法に触れる行為（例えば、職を利用して利益を図るなどの行為）として捉え、職務逸脱を職務遂行において怠慢にふるまい、あるいは過剰に専権をふるう行為（例えば、職務怠慢・越権行為などの行為）と分類して捉えた[28]。これに基づき分類すると、第一条は官吏ではなく豪族を対象としているので除外されるが、第二条以下すべてが行政上の違法行為として分類できる。よって、丞相司直と「六条問事」により規定された刺史の監察の性格は同一であることがわかる。

王氏は察挙をはじめとして官吏の治績の優劣を考察評価して、賞罰を与え、人材を推薦することを行政監督権とし、刺史はそれと官吏の非違を糾弾し、悪官吏を駆逐する行政監察権との両者を合わせもっていたと指摘している。ただし、刺史の行う行政監督は丞相府に責任を負うが、その行政監察は中央で監察を統轄する御史中丞に責任を負うと思われるとしている[29]。しかし、丞相司直及び刺史が行っていた監察は官吏の行政に対する姿勢に直接関わるものであり、人

事と密接に関わる職務である。このように考えてくると、監察と察挙は決して性格の異なる職務ではなく、同一の目的から発していることがわかる。すなわち、監察によって、正常な行政の運営を阻害する官吏を退け、察挙によって、優秀な人材を官吏として補充するといういずれも官吏の黜陟に関わる相互補完的な職務であったと考えられる。そのことに関しては前掲の「六条問事」において、「治狀を省察し、能否を黜陟し、冤獄を斷治」すと述べられており、また、実際に、『漢書』巻八六 何武伝に、何武が揚州刺史となり、廬江太守の推薦を頼まれたときのこととして、

時（何）武奏事在邸。（何）壽兄子適在長安。壽為具召武弟顯及故人楊覆衆等。酒酣、見其兄子、曰、此子揚州長史、材能駑下、未嘗省見。顯等甚慙、退以謂武。武曰、刺史古之方伯、上所委任、一州表率也。職在進善退惡。吏治行有茂異、民有隱逸、乃當召見、不可有所私問。

とあり、何武は刺史について、「刺史は古の方伯、上の委任する所にして、一州の表率なり。職は善を進め惡を退くるに在り。吏治行いに茂異なる有り、民に隱逸有らば、乃ち當に召見すべし」とあるように、「善を進め」、「惡を退く」として、その職務が一体のものとして述べられていることからも窺われる。

このように考えると、丞相司直―刺史という統轄関係にある両官が設置されたことにより、この両官を従える丞相は人事の賞罰黜陟を掌るラインを掌握したことになる。『漢旧儀』に、刺史が茂材を挙げた後の手続きについて、

刺史挙名有茂材、移名丞相、丞相考召。

とあり、刺史が茂材を挙げた場合、丞相が「考召」していたことがわかる。とすれば、人材登用において、少なくとも刺史から挙げられた人材については丞相が大きな影響力を持っていたことが窺われる。

紙屋氏は武帝初年以前の県の長吏には郡県の小吏から功次によって昇進してきたものが多く、原則として郡・国の二千石にのぼるルートはひらかれていなかったが、元光元（前一三四）年以降、しだいに郡・国の二千石に昇進するルートがひらかれてきたと指摘している[30]。このようなルートが整備されていく過程においては、紙屋氏が指摘するように察挙制度の影響とともに、全国の人事を一元的に統括する丞相―丞相司直―刺史という系統が整備されたことも重大

な役割を果たしたと考えられるであろう。

以上の考察をまとめると、全国的な人事を行うことが急務とされた武帝期の状況の中で、全国的な人事制度が整備されていくと同時に、丞相司直―刺史という統轄関係にある両官がそれを円滑に運営するために設置され、その両官を統轄する丞相は全国に及ぶ人事の運営において、重要な役割をはたすようになった。それにより、丞相は、名実ともに「百官の長」としての機能をはたすようになったと考えられる。

おわりに

本稿では、丞相司直の設置を皇帝権力の強化に伴う丞相権力の衰退に対応し、丞相の監察権が奪われていく過程での過渡的状況として捉える王氏の見解に対して、丞相府の組織変化という内部要因を重視する観点からその設置の意義を考察した。

丞相府の組織変化は丞相制の展開、特に官僚機構において丞相のはたすべき役割の変化と対応する。そこで、官僚機構において丞相のはたすべき役割の変化を明らかにするために、丞相に就任する者に求められる資質・条件の変化を考察し、恵帝期、武帝期という二段階の画期を見いだすことができた。

劉邦のもとで丞相として活躍した蕭何には優れた行政能力が求められたのに対して、恵帝期以降の丞相に任命されたのは行政能力に優れた人物ではなく、軍功に裏付けられた名声あるいはそれに基づく人望を有する人物であった。このことは、丞相の官僚機構においてはたすことが求められた役割が行政に積極的に関わりそれを主導するというものから群臣を統率するというものへと変化したことを示す。しかし、武帝期以降の丞相に求められたのは行政能力や軍功に裏付けられた名声あるいはそれに基づく人望ではなく、「賢を進め不肖を退く」という語で表される官僚機構において適材適所に官僚を配置する、適切な人事を行う能力であった。よって、武帝期において、丞相は群臣の統率だけではなく、

より効率的に運営できるように官僚を適材適所に配置することによって官僚機構を構築するという中央官僚機構全体の人事に関わるより広汎な職務を行うようになったのである。

このような丞相の官僚機構においてはたすべき役割の変化に伴い、その職務の遂行を補助する制度として武帝期に設置されたのが丞相司直とその統轄下にある刺史であった。丞相司直と刺史は行政に関わる問題の監察を担当し、正常な官僚機構の運営を阻害する官僚を摘発し、排除していた。

それに加え、刺史は一方では、察挙制度においても重要な役割を果たし、官僚機構に有用な人材を発掘し、供給していた。武帝期には諸侯王国の領域の削減・廃止による郡県化、対外戦争による領域の拡大及び新たな郡県の分置により、地方の長吏の数が急激に増加した時期であった。他方、前漢初期における人事制度においては中央と地方の人事が密接に結びつかず、昇進制度・人事登用制度ともに一元化されておらず、不十分な点があった。そのような人事制度における不備を補うために刺史は設置されたのである。

このような丞相司直・刺史による監察及び刺史による察挙という両業務が相互補完的に機能することによって、官僚機構が円滑に運営された。すなわち、丞相司直及び刺史が設置され、両者が有効に機能するようになったことにより、漢帝国全土にわたる行政の執行状況を把握し、帝国の人事を一元的に担う丞相府の組織が整備されたのである。それによって、丞相は名実ともに「百官の長」として位置づけられ、その機能を担えるようになったのである。

註

(1) 王勇華『秦漢における監察制度の研究』(朋友書店、二〇〇四年)

(2) 王勇華「御史中丞の監察について」(王氏前掲書(前掲註(1)参照))

(3) 王勇華「丞相司直に関する一考察」(王氏前掲書(前掲註(1)参照))

(4) 拙稿（『東洋学報』第八八巻第二号掲載予定）

(5) 『漢書』巻一九上 百官公卿表に、「相國・丞相、皆秦官、金印紫綬、掌丞天子助理萬機。……武帝元狩五（前一一八）年初置司直、秩比二千石、掌佐丞相舉不法。」とある。一方、『漢旧儀』には、「丞相府司直一人、秩二千石。職無不監。」とあり、両者の記載は異なる。

(6) 曹参の政治姿勢については浅野裕一「漢の重臣と黄老道（1）—曹参の場合」（『黄老道の成立と展開』、創文社、一九九二年）参照。

(7) 李開元「漢初軍功受益階層と漢代政治」（『漢帝国の成立と劉邦集団』、汲古書院、二〇〇〇年）二三二頁参照。

(8) 郭茵「劉邦期における官僚任用策」（『都立大人文学報』第三三五号、二〇〇三年）五〇頁参照。

(9) 郭茵氏前掲論文（前掲註(8)参照）五九頁の註（3）参照。

(10) 紙屋正和「前漢時代の郡・国の守・相の支配権の強化について」（『東洋史研究』第四一巻第二号、一九八二年）参照。

(11) 紙屋正和「前漢後半期における郡・国への規制の強化」（『古代文化』第四二巻第七号、一九九〇年）参照。

(12) 冨田健之氏は「内朝と外朝—漢朝政治構造の基礎的考察—」（『新潟大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第二七巻第二号、一九八六年）五二四頁において、「丞相田蚡における自己とは、皇帝による一方的権力体系における「公人」というよりも、武帝個人と強い私的関係を持つ個人として強く認識されており、一方丞相公孫弘にあっては逆に武帝個人との私的関係といったことはほぼ全面的に捨象され、「公人」として君臣関係をもつこと、さらには官僚機構の頂点に位置する丞相たることが認識されていたとされよう。」と指摘し、田蚡を過渡期の丞相として捉えられている。

(13) 設置された具体的な郡国名に関しては、大櫛敦弘「秦および漢初の統一国家体制に関する一考察」（『東方学会創立五十周年記念 東方学論集』、東方学会、一九九七年）参照。

(14) 杉村伸二「景帝中五年王国改革と国制再編」（『古代文化』第五六巻第一〇号、二〇〇四年）参照。

(15) 紙屋正和「前漢時代における県の長吏の任用形態の変遷について」（『福岡大学人文論叢』第一八巻第一号、一九八六年）、同「漢

時代における長吏の任用形態の変遷について・再論」（『七隈史学』第二号、二〇〇一年）参照。

(16) 杉村伸二氏は「漢初人事考—漢初の国制と人事の諸相—」（『史泉』第九九号、二〇〇四年）四六頁において、紙屋氏が述べたような状況について、「このような状況は、昇進経路が中央と地方とで有機的に結びついていなかったという「未熟」な側面を見せているともいえようが、逆に官吏の昇進に一定の規則性があったことも示唆している」とし、漢初の人事における規則性に注目しているが、ここでは「未熟」な面を中心として論をすすめる。

(17) 紙屋正和「前漢諸侯王国の官制」（『九州大学東洋史論集』第三号、一九七四年）参照。

(18) 杉村氏前掲論文（前掲註(16)参照）

(19) 博士循行については石岡浩「前漢代の博士の郡国循行—地方監察における博士と刺史の役割—」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要第四分冊』第四二輯、一九九六年）参照。

(20) 拙稿（前掲註(4)参照）

(21) 拙稿（前掲註(4)参照）

(22) 周知のように、現行の『漢旧儀』は孫星衍が輯補したものであるが、この一節は『北堂書鈔』巻六二 設官部 御史中丞の条にみえる「漢舊儀云、御史中丞督司隷、司隷督司直、司直督刺史、刺史督二千石下至墨綬。」という一節及び、『太平御覧』巻二二五 職官部にみえる「漢舊儀曰、御史中丞督司隷、司隷督司直、司直督刺史、刺史督二千石以下。」という一節から復元したものである。『北堂書鈔』及び『太平御覧』の一節には「武帝時」という三字が抜けているが、『通典』巻二四 御史台、中丞の条には、「武帝時、以中丞督司隷、司隷督丞相、丞相督司直、司直督刺史、刺史督二千石下至黒綬。」という同じ内容を述べる一節がある。この一節は『北堂書鈔』とは異なり、「司隷督司直」という部分が「司隷督丞相、丞相督司直」となっているが、この点については、前掲の『北堂書鈔』の一節のあとに、「今案陳本、……舊作書司隷督司直、作司隷丞相、丞相督司直二句。餘同。」とあり、陳本は『通典』の記載と一致することがわかる。よって、杜佑は『通典』を編纂する際に、陳本の『漢旧儀』を参照したと考えられる。ならば、『通典』の記載にあるように、『漢旧儀』に「武帝時」という三字があった蓋然性が高いといえるであ

ろう。

また、孫星衍が輯補した、現行の『漢旧儀』では、「刺史督」という三字は見えないが、『北堂書鈔』・『太平御覧』及び『通典』においては、すべて「刺史督」という三字がみえる。よって、この一節は「武帝時、御史中丞督司隷、司隷督丞相、丞相督司直、司直督刺史、刺史督二千石以下至墨綬。」と復元するのが適当だと考えられる。

(23) 周知のように、この記事における「墨綬」とは県の令長のことを指すと考えられるが、すべての県の令長の綬が「墨綬」に統一されるのは、成帝期以降であるという阿部幸信氏の指摘（「綬制よりみた前漢末の中央・地方官制―成帝綏和元年における長相への黒綬賜与を中心に―」（『集刊東洋学』第八四巻、二〇〇〇年）参照）、及び監察対象を二千石と定める「六条詔書」の規定との矛盾から考えると、この一節全体を「武帝期」のこととするのには問題があるかもしれない。この点については、『漢書』巻八三 朱博伝に、成帝が即位してまもなくのこととして、「（朱）博出就車見自言者、使従事明敕告吏民、欲言縣丞尉者、刺史不察黄綬、各自詣郡。欲言二千石墨綬長吏者、使者行部還、詣治所。」とあることより、成帝期の初期にはすべての県の令長を含んでいるわけではないかもしれないが、すでに「墨綬」までが監察対象とされていたことが分かる。ここで、武帝期から成帝期の初期までにはその統轄関係を変更するほど大きな改革が刺史には加えられていないこと、先述したように、刺史の設置される以前に地方を監察していた丞相史が「刺史」と表現されていることをあわせ考えると、刺史の監察対象の範囲には問題があるが、武帝期から丞相司直が刺史を監督していたと考えても大過ないであろう。

(24) 刺史の所属については櫻井芳郎、厳耕望両氏などの諸説があるが、それについては王勇華「前漢刺史の所属について」（王氏前掲書（前掲註(1)参照）に詳しい。また、王氏はそこで、刺史は組織的には丞相の統属下にあり、監察業務においてのみ御史中丞と上下関係にあったとしている。

(25) 王氏前掲論文（前掲註(24)参照）でも指摘されるように、『漢書』巻一九上 百官公卿表上には「御史大夫、秦官、……有兩丞、秩千石。一曰中丞、在殿中蘭臺、掌圖籍祕書、外督部刺史、内領侍御史員十五人、受公卿奏事、舉劾按章。」として御史中丞に「督」されていたという記載もある。よって、刺史の職務は御史中丞の職務にも規定されていたと考えられるが、本稿では丞相

との関係を中心に考察する。

(26) 察挙制度については福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』(創文社、一九八八年)参照。

(27) 労榦「両漢刺史制度考」(『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』第一一本、一九四三年)参照。

(28) 拙稿(前掲註(4)参照)

(29) 王勇華「前漢刺史の性格について」(王氏前掲書(前掲註(1)参照))二二二頁参照。

(30) 紙屋氏前掲論文(前掲註(15)参照)